

○内閣府令第四十三号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第九十五号）等の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（官報及び法令全書に関する内閣府令の一部改正）

総理府

第一条 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年 令第一号）の一部を次のように改正する。

大蔵省

第一条及び第二条中「条約」の下に「、内閣官房令」を加える。

（人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部改正）

第二条 人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令

第一条第四項中「内閣府令」を「内閣官房令」に改め、同項第三号中「人事院規則一〇―三（職員の研修）第八条に規定する人事院の定める」を「二十時間又は三日を超えて行われた」に改める。

第四条第一項中「内閣府令」を「内閣官房令」に改め、同項第四号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第八条第二項中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条中「内閣府令」を「内閣官房令」に、「総務省人事・恩給局」を「内閣官房内閣人事局」に改める。

附則第四項を削る。

(人事統計報告に関する内閣府令の一部改正)

第三条 人事統計報告に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人事統計報告に関する内閣官房令

第一条中「人事院規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「人規九―八」という。)」第四条第一項を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)

第八条第一項及び第二項」に、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)」を「給与法」に、「人規九―八第四条第一項」を「給与法第八条第一項及び第二項」に改める。

第四条中「人規九―八第四条第一項」を「給与法第八条第一項及び第二項」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「内閣府令」を「内閣官房令」に改め、同条第二項中「人規九―八第四条第一項」を「給与法第八条第一項及び第二項」に改める。

(職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部改正)

第四条 職員の兼業の許可に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

職員の兼業の許可に関する内閣官房令

(職員の退職管理に関する内閣府令の一部改正)

第五条 職員の退職管理に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第八十三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

職員の退職管理に関する内閣官房令

第一条 (見出しを含む)、第二条、第三条第二項及び第三項、第四条第二項、第五条、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第九条から第十一条までの規定中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令の一部改正)

第六条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令

第一条（見出しを含む。）、第二条、第三条第二項及び第三項、第四条第二項、第五条、第六条第一項、第七条第一項並びに第八条から第十条までの規定中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

（官民人材交流センター組織規則の一部改正）

第七条 官民人材交流センター組織規則（平成二十年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三人」を「二人」に改める。

第五条を削る。

（標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部改正）

第八条 標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二

十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令

本則中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

（人事評価の基準、方法等に関する内閣府令の一部改正）

第九条 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令

第一条中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

附 則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。